

令和7年4月25日開催

## 新庄市農業委員会第23回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年4月）議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（15名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	6番	森	良一
7番	下山	秀一	8番	奥山	久
9番	中鉢	浩	10番	五十嵐	成生
11番	田宮	成彦	12番	齋藤	謙二
13番	星川	吉和	14番	伊藤	和彦
15番	三原	幸一			

4. 欠席した委員（4名）

16番	星川	秀男	17番	星川	豊
18番	佐藤	喜代志	19番	高山	光弥

## 5. 議事日程

- |       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名                                   |
| 日程第 2 | 議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について                   |
| 日程第 3 | 議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について                   |
| 日程第 4 | 議案第 79 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について                   |
| 日程第 5 | 議案第 80 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について                   |
| 日程第 6 | 議案第 81 号 農業振興地域整備計画の変更について                        |
| 日程第 7 | 報告第 60 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について            |
| 日程第 8 | 報告第 61 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について               |
| 日程第 9 | 報告第 62 号 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る<br>法務局からの通知について |

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 7 年度新庄市農業委員会第 2 3 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 15 名です。欠席通告者は 16 番星川秀男委員、17 番星川豊委員、18 番佐藤喜代志委員、19 番高山光弥委員の 4 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 2 3 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

< 「異議なし」という者あり >

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番松田浩一委員と10番五十嵐成生委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第77号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、8番奥山久委員、15番三原幸一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

( 奥山久委員、三原幸一委員 退席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第77号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区13件、稲舟地区3件、萩野地区11件、八向地区1件、計28件ございます。

尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区1番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人の体調不良により近隣で耕作を行っている借人に依頼するという内容でした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区2番につきまして、4月20日に調査確認しました。1番と同様です。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、4月18日に調査確認しました。対価は互いが親戚同士であり、対象の農地が数年間耕作されていない状況を考えた上で、双方で決めた価格で合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして、4月18日に調査確認しました。前耕作者が体調不良の為、借人に耕作を依頼するという事です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区5番につきまして、4月18日に調査確認しました。一度両人で結ばれていた契約を一旦解除し、対価を見直した後の再契約であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区6番につきまして、4月18日に調査確認しました。解約された農地を借人が新たに耕作する事となった案件です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区7番につきまして、4月18日に調査確認しました。解約された農地を借人が新たに耕作するという事です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区8番につきまして、4月18日に調査確認しました。前耕作者が体調不良の為、借人に耕作を依頼するという事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区9番につきまして、4月18日に調査確認しました。解約された農地を借人が新たに耕作するという事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区10番につきまして、4月20日に調査確認しました。10年以上前より賃借の関係があり、今年の豪雨で隣の山が崩れた為、地主である譲渡人が復旧補助の申請をしていましたが、高齢である為まとめられず断念しました。今後は譲受人が復旧整備を進め転作地として使用する為の贈与となります。問題ないと判断しました。以上です。

○議長

続いて、新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区11番につきまして、4月20日に調査確認しました。以前は貸人の父と借人の間で貸借していましたが、数年前に貸人の父が亡くなり、今年の更新時期に相続が完了していなかった為、今回3条での契約となりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区12番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区12番につきまして、4月18日に調査確認しました。18条6項関連の農地になります。農地の近隣で耕作している借人に依頼するという案件です。問題ないと判断

しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区13番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区13番につきまして、4月18日に調査確認しました。貸人が離農する為、近隣の借人に耕作を依頼するという案件です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、4月19日に調査確認しました。こちらの農地については雑草や柳の木があり数年管理されておらず、なかなか手が付けられない状況でした。譲渡人が農業を維持出来なくなった為、親戚の方が色々と相談した結果、隣人である譲受人に贈与となりました。問題ないと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、4月19日に調査確認しました。両人は親戚関係にあり相談した結果、借人が耕作する事に話がまとまりました。対価については少し安価ではありますが問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして、4月21日に調査確認しました。こちらは以前耕作していた方が少し遠方である為、近くの方を探していたところ借人が引き受けると話がまとまりました。基盤整備されている農地ではあるが、面積が小さい事と奥まっているということで対価が少し安価ですが双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、4月20日に調査確認しました。この土地については以前より法人として農業を行っていましたが、法人の本店を貸人の住所地に移し、法人の社員である貸人が個人として農業を行うことになりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番につきまして、4月19日に調査確認しました。同一世帯内での親子間の使用貸借であり問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区3番につきまして、4月19日に調査確認しました。両人は親戚関係であり今年度の基盤整備の関係で作付け面積が変更になる所をとりあえず1年間貸すことになりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区4番につきまして、4月20日に調査確認しました。同一世帯内の親子間の使用貸借であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区5番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人の農地を別の方に貸していましたが、解約に伴い新たに借人に依頼することになりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区6番につきまして、4月20日に調査確認しました。前耕作者が離農する為借人に依頼することになりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区7番につきまして、4月20日に調査確認しました。前耕作者が体調を崩し離農する為、借人に相談したところ快く引き受けてくれたとの事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区8番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人の離農に伴い借人にお願いするという事になりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区9番につきまして、4月20日に調査確認しました。7番と8番に関係する案件ですが、それぞれ使用する農地を集約して使いやすくしたいということで、今回の契約となりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区10番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区10番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人が耕作できないという事で借人がそば畑として使用するとの事でした。対価が若干高価なのは、萩野地区の土地改良区費が含まれている為となります。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区11番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区11番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人が耕作できないということで借人がそば畑として借りる事になりました。この農地は以前、畑として使用しており水田にするには難しいという事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、4月17日に調査確認しました。以前より貸借はありましたが借り入れの期間が過ぎていたそうです。その後も借りていましたが、昨年7月の豪雨で土壌に砂等が流入し、作業するにあたって今回申請するという事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第77号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第77号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

( 奥山久委員、三原幸一委員 入場・着席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第78号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第78号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、4月21日に調査確認しました。譲受人が宅地分譲用地として農地を転用するという内容でした。詳細は議案書の通りです。よろしくお願ひします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

○7番

昨日、松本・仁間・福田・角沢の関係集落の会議があり意見がありました。升形川と宮田堰に挟まれた農地であることを認識して慎重な調査をお願いしたいと話がありました。今回事案の造成は、宮田堰に関係のない所で問題はありませんが、いずれ南側に造成が広がるものと考えます。今後さらに進めるには、周辺の耕作者の用水、宮田堰に影響の出ないよう話し合いをする事とし、今回は許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長

その他質疑ございませんか。質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第78号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第78号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第79号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第79号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、賃借権の設定につきまして新庄地区5件、萩野地区1件、計6件ございます。全て新規設定となっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権の設定6件につきまして質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第79号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり適当とし回答することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第79号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり適当とし回答することに決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第80号農用地利用集積等促進計画（案）の要請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第80号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、賃借権の移転につつま

して萩野地区1件、賃借権設定につきまして八向地区1件、計2件ございます。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権移転1件、賃借権設定1件につきまして質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第80号農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第80号農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第81号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第81号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件意見照会がありました。内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農業振興地域整備計画の変更について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第81号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり適当とし回答することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第81号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり適当とし回答することに決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区2件、稲舟地区2件、萩野地区3件、計7件ございます。

内容につきましては、相続による所有権取得であっせん等の希望はありません。よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区7件、稲舟地区2件、萩野地区4件、計13件でございます。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し受理しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第62号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第62号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、新庄地区1件ございます。報告内容につきましては議案書の通りとなっております。よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第62号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第62号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年4月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 松田 浩一

議事録署名委員 五十嵐 成生